盛り土による災害の防止に関する検討会 ヒアリング資料

一般社団法人 全国建設業協会



全国建設業協会の会員は、47都道府県建設業協会で構成

- ○一般社団法人 全国建設業協会【通称:全建(ぜんけん)、National General Contractors Association of Japan】は、47都道府県に亘って約2万社の 総合建設企業が、地域ごとにそれぞれ建設業団体を組織し、これらの地域建設業団体 が全建の会員を構成しています。
- ○したがって、各都道府県の建設業協会が集結して構成する全国的組織が全建であり ます。

全国建設業協会 岩手県建設業協会 千葉県建設業協会 三重県建設業協会 兵庫県建設業協会 茨城県建設業協会 長野県建設業協会 福井県建設業協会 鹿児島県建設業協会 沖縄県建設業協会 宮城県建設業協会 秋田県建設業協会 山形県建設業協会 福島県建設業協会 栃木県建設業協会 群馬県建設業協会 埼玉県建設業協会 東京建設業協会 神奈川県建設業協会 山梨県建設業協会 新潟県建設業協会 岐阜県建設業協会 静岡県建設業協会 愛知県建設業協会 富山県建設業協会 石川県建設業協会 滋賀県建設業協会 京都府建設業協会 大阪建設業協会 奈良県建設業協会 和歌山県建設業協会 鳥取県建設業協会 島根県建設業協会 岡山県建設業協会 広島県建設工業協会 山口県建設業協会 香川県建設業協会 愛媛県建設業協会 高知県建設業協会 福岡県建設業協会 佐賀県建設業協会 長崎県建設業協会 **熊本県建設業協会** 大分県建設業協会

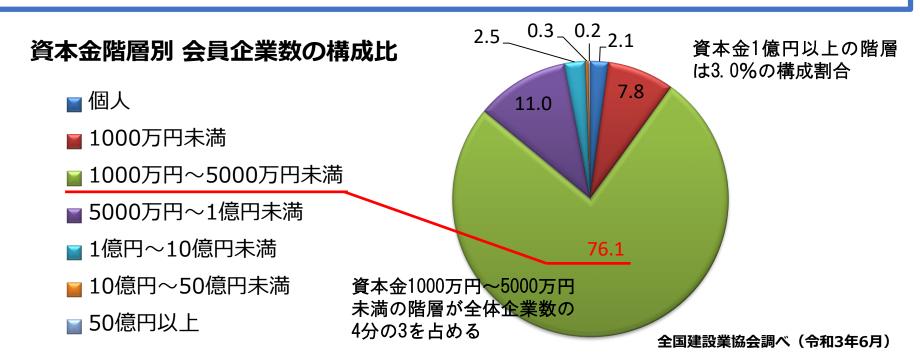
47都道府県建設業協会の会員数合計 18,829社(令和3年6月末現在)

全国建設業協会とは



建設業界を代表する大手から中堅・中小までの建設企業で構成

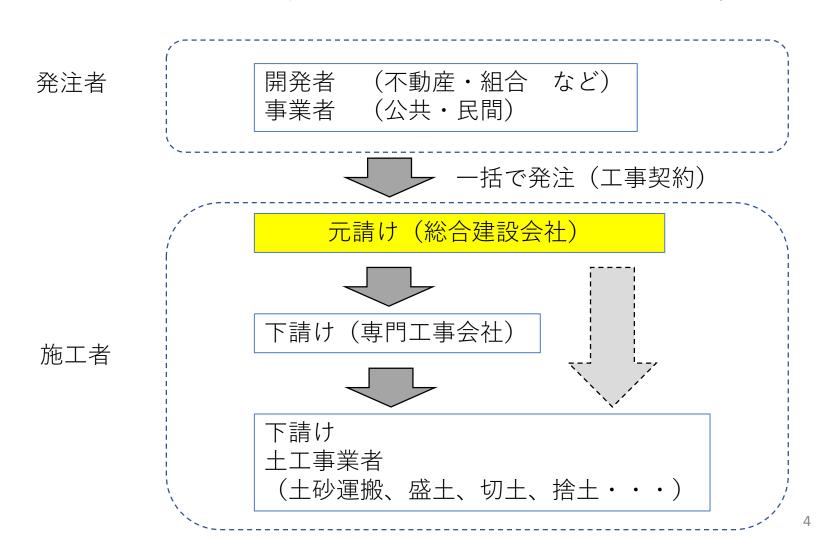
○本会傘下の47都道府県建設業協会の会員企業は、主として<u>土木一式工事業及び</u> <u>建築一式工事業を営む総合建設企業</u>で構成されており、施工高・技術力が国際的水 準においても高位にある大手企業から、中堅・中小企業層にわたります。



建設業の請負形態について



一般的な建設工事は元請会社が建築・土木工事を一式で発注者から直接請負い工事全体のとりまとめを行うが、実際の施工は下請の会社が行っている。



①建設業者における残土処理の対応について



1. 建設業者における残土処分※の現状

※「処分」には、盛土造成地での活用などの有効利用を含む

・公共工事 **処分先を指定される**ケースが多い。

残土処分量や期日について、内容変更も含めて発注者に報告しており 残土について管理されている。処分地や数量が変更となった場合は、 発注者との**設計変更により費用が精算**される。

・民間工事 **処分先を指定されない**ケースが多い。

工事発注時に残土処分場の指定がない場合が多く、この場合、 残土発生予測を行ったうえで下請業者の提案した処分先に搬出 するケースが多い。

元請業者では、処分場の現地確認を行い、許可証の控え等の 提出を求めるといった対応をしている。

残土の<u>処分地や数量が変更</u>になった場合に、民間工事では <u>精算してもらえないケース</u>がある。

全国建設業協会としては、会員企業に対して<u>法令を遵守した適切な対応</u>を 取るよう、常日頃から働きかけを行っている。

今回確認した企業についても、法規制に則り**適切な残土処分を行っている**。



2. 残土処分場に関する課題

- ・前述のとおり公共工事では発注時に概ね処分場が指定されており、指定されていない場合でも設計変更を行うため特段の問題は顕在化していないが、民間工事では処分場が指定されていない場合が多く、残土の管理や処分は元請業者に委ねられている状況。残土の適正処分の推進には発注者の理解と協力が必要。
- ・確認した企業の民間工事では、地域によっては残土処分場の不足があり、 不足状況については、地域間で格差があるとのこと。 (残土発生量や処分場の数や量の地域差)



3. 課題に対する改善提案

・「残土処分費」が工事費の中で調整できる部分の大きな割合を占めている可能性がある。適正な残土処分を促進するため、実態に合わせた適切な費用 負担が必要ではないか。

- ・全国各地域における民間の残土処分場を含めた盛土造成地を調査し、<u>実態</u> <u>を把握することも必要</u>ではないか。
- ・一部の地方公共団体では、原則非公開の「**民間残土処理場リスト**」を所持していると聞いている。このようなリストが公開されれば、民間工事における適正な処理に資することができるのではないか。
- ・残土処分については官民問わず重要な課題であり、例えば公共事業として 残土処分場整備等をすることが考えられないか。





- ・下流に民家がある等の<u>急傾斜地の盛土には</u>、排水設備や擁壁 等の**安全措置の義務化**が必要ではないか。
- ・急傾斜地などに造成地や残土処分地を設置する場合、その 管理者(所有者、管理主体等)による維持管理の義務を明確 にし、経年変化等による対応を取れる仕組みが必要ではない か。
- 開発者(事業者・計画主体、及び工事発注者)に、残土の 適正処分の意識と、そのために応分の費用がかかる 理解されることが必要ではないか。

③建設業者による残土処分場運営の事例



建設業者として自ら残土処分場を設置・運営しているケースは極めて少ないが、 処分場を持つ建設業者が確認できたので、その事例について以下に紹介する。

1. 残土処分場の概要

- ・砂利採取場跡地を利用した約60万m3の残土処理場を他の地元建設業者等と 共同(JV)で整備、運営。
- ・6年前に事業を開始し、現在は半分ほどが埋まっている状況。
- ・搬入者には残土の履歴提出を求め、それを地方公共団体に提出

2. 残土処分場運営にあたっての手続きについて

(1)計画作成 法面整形計画、構造計画、雨水排水計画、運搬経路

(2) 事前説明会の開催 近隣住民や各種団体への説明、書面にて合意

(3) 許可申請 行政等による現地立会を受ける。許可申請書書類添付 (4) 許可 開始届と標識を設置。

(5) 残土受け入れ 土壌検査報告ならびに受入状況を行政首長あて提出